

(広報例 1)

宮崎県最低賃金が時間額821円に改定

宮崎県最低賃金は、本年10月6日(水)から「時間額821円」に改定されることになりました。

最低賃金は臨時、パート、アルバイトを含む宮崎県内で働くすべての労働者に適用されます。

【問合せ先】

宮崎労働局労働基準部 賃金室

電話 0985-38-8836

(広報例 2)

宮崎県最低賃金が時間額821円に改定

宮崎県最低賃金は、本年10月6日(水)から「時間額821円」に改定されることになりました。

最低賃金は臨時、パート、アルバイトを含む宮崎県内で働くすべての労働者に適用されます。

※ 最低賃金の算定に当たって、次の賃金は算入しません。

- ①臨時に支払われる賃金 ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金 ④精皆勤手当 ⑤通勤手当 ⑥家族手当

【問合せ先】 宮崎労働局労働基準部 賃金室

電話 0985-38-8836

宮崎県最低賃金が時間額 821 円に改定

宮崎県最低賃金は、本年 10 月 6 日(水)から「**時間額 821 円**」に改定されることになりました。
最低賃金は臨時、パート、アルバイトを含む宮崎県内で働くすべての労働者に適用されます。

【問合せ先】 宮崎労働局労働基準部 賃金室 電話:0985-38-8836

【最低賃金引き上げの中小企業・小規模事業者に対する支援策】

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

事業場内最低賃金を一定以上引上げ、設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ 労働者数	20 円 コース	30 円 コース	45 円 コース (新設)	60 円 コース	90 円 コース
1 人	20 万円	30 万円	45 万円	60 万円	90 万円
2～3 人	30 万円	50 万円	70 万円	90 万円	150 万円
4～6 人	50 万円	70 万円	100 万円	150 万円	270 万円
7～9 人	70 万円	100 万円	150 万円	230 万円	450 万円
10人以上(新設※)	80 万円	120 万円	180 万円	300 万円	600 万円

【問合せ先】宮崎労働局 雇用環境・均等室(Tel:0985-38-8821) 又は、みやざき働き方改革推進支援センター(Tel:0120-975-264)へ。

『雇用調整助成金等・緊急雇用安定助成金』による対応として、コロナ禍における最低賃金引上げを踏まえた雇用維持への支援を行います。

【問合せ先】ハローワークプラザ宮崎内助成金センター(Tel:0985-62-3125)へ。